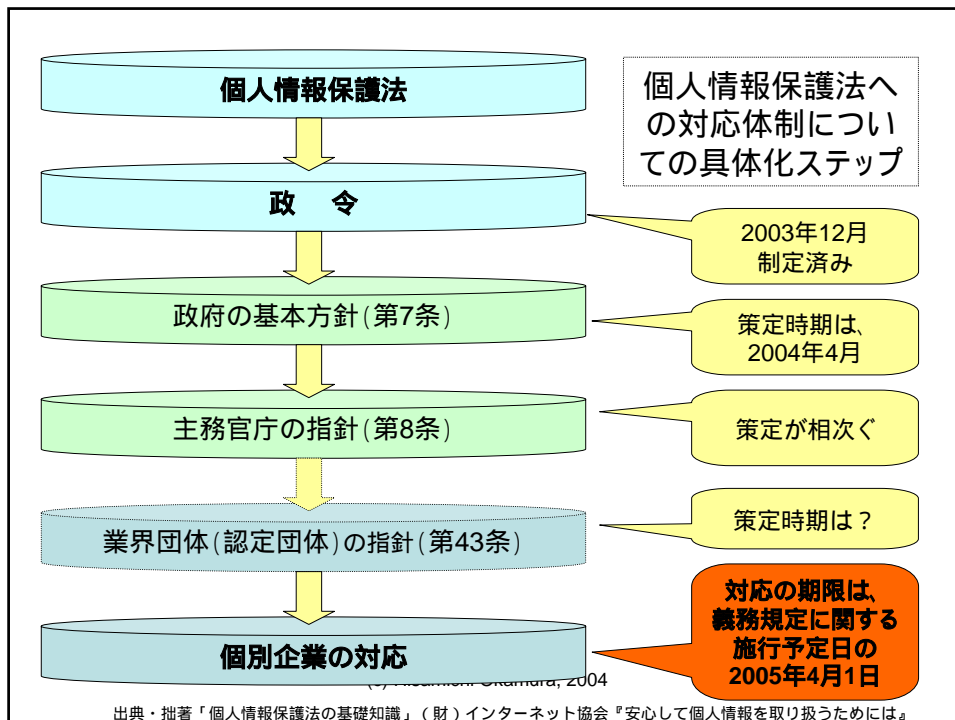


ネットワーク管理者が知っておくべき法律問題 ～ 個人情報保護法施行直前対策～

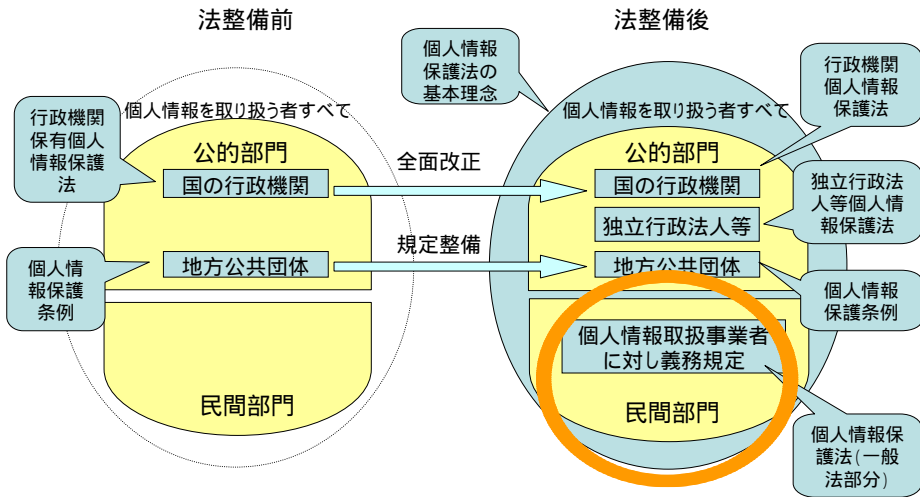
神戸大学 近畿大学 法科大学院 兼任講師 弁護士

岡村 久道

<http://www.law.co.jp/>



法整備の前後における比較



(c) Hisamichi Okamura, 2004

出典・拙著『個人情報保護法』(商事法務, 2004)

基本法

個人情報保護法の基本法部分(第1章~第3章)

一般法

公的部門

国の行政機関
行政機関個人情報保護法

独立行政法人等
独立行政法人等個人情報保護法

地方公共団体
個人情報保護条例

・情報公開・個人情報保護審査会設置法
・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

民間部門

個人情報保護法の一般法部分(第4章~第6章)

個別法

今後、必要に応じて整備

(c) Hisamichi Okamura, 2004

出典・拙著『個人情報保護法』(商事法務, 2004)

個人情報保護法制にかかる一般法部分の適用関係

- 個人情報を取り扱う部門ごとに、適用される一般法が異なる
- 医療機関を例にとって説明すると.....
 - (a) 私立病院 = 個人情報保護法の適用対象
 - (b) 国立病院(国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センターなど) = 行政機関個人情報保護法の適用対象
 - (c) 最近の独立行政法人化の波によって従来の国立病院が独立行政法人に移行したもの = 独立行政法人等個人情報保護法の適用対象
 - (d) 地方公共団体が運営する病院(市立病院など) = 当該地方公共団体が制定した個人情報保護条例の適用対象
- 同一の患者が病院間の紹介もしくは自由意思で複数の病院を行き来することは少なくなく、そのたびに適用される法律が異なる
- ほぼ同様に一般法部分の適用関係が分かれているものの例
 - 貸出し情報を扱う各種の図書館
 - 学生の情報を扱う各種の学校

(c) Hisamichi Okamura, 2004

出典・拙著「個人情報保護法入門」(商事法務、2003/6)

現在までに策定済みまたはパブコメ中の省庁ガイドライン

1. 厚生労働省「臨床研究に関する倫理指針」(2003年7月)
2. 「診療情報の提供等に関する指針」(2003年9月)
3. 総務省・経済産業省「電子タグに関するプライバシー保護ガイドライン」(2004年6月)
4. 経済産業省「個人情報の保護に関する法律に基づく経済産業分野ガイドライン」
5. 厚生労働省「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」(2004年7月)
6. 国土交通省「船員の雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」
7. 総務省「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」
8. 総務省「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」
9. 金融庁「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」
10. 厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」
11. その他

(c) Hisamichi Okamura, 2004

個人情報保護法の構成 (全6章59条及び附則)

基本法部分
 第1章 総則(第1条～第3条)
 第2章 国及び地方公共団体の責務等(第4条～第6条)
 第3章 個人情報の保護に関する施策等(第7条～第14条)
 第1節 個人情報の保護に関する基本方針(第7条)
 第2節 国の施策(第8条～第10条)
 第3節 地方公共団体の施策(第11条～第13条)
 第4節 国及び地方公共団体の協力(第14条)

公布日に
即日施行

第4章 個人情報取扱事業者の義務等(第15条～第49条)
 第1節 個人情報取扱事業者の義務(第15条～第36条)
 第2節 民間団体による個人情報の保護の推進(第37条～第49条)
 第5章 雑則(第50条～第55条)
 第6章 罰則(第56条～第59条)

2005年4月
1日施行

一般法部分

附 則

(c) Hisamichi Okamura, 2004

出典・拙著『個人情報保護法』(商事法務, 2004)

個人情報保護法の目的(第1条)

背景・高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大

プライバシー権
ではない?

保護法益:
「個人の権利
利益の保護」

個人情報
の有用性

配慮

基本理念を定める...第1章
 政府による個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定める...第3章
 国及び地方公共団体の責務等を明らかにする...第2章
個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定める...第4章

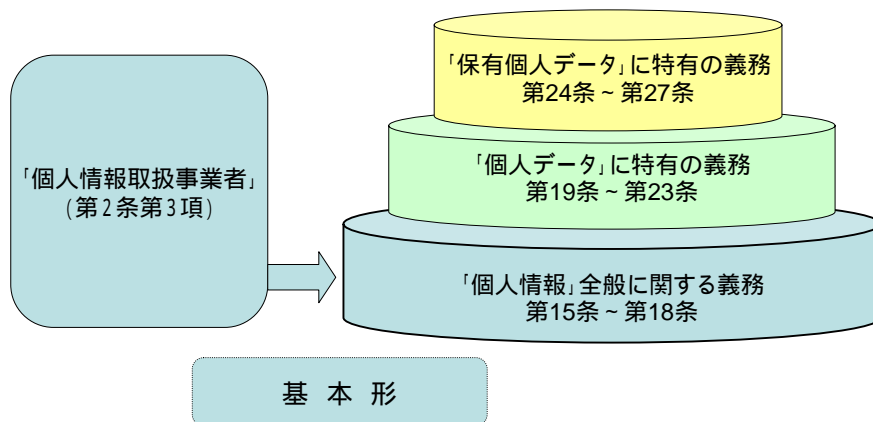
出典・拙著『個人情報保護法入門』(商事法務, 2003/6)

プライバシー権と個人情報保護法とは別のもの

- わが国の判例法上承認されてきたプライバシー権そのもの、もしくはその一部である自己情報コントロール権の保護を実定法化したものではない。
 - これらの権利概念は必ずしも確立したものと言えず不明確さが残る半面、これらの権利概念を持ち出さなくても個人情報の保護を図ることは可能であること等の点が、その理由として指摘されている。そのため法文にこれらの概念が明記されることなく、これに代わって前述の「個人の権利利益」という抽象的な言葉が記載されているにとどまる。
- プライバシー権と個人情報保護法とは、互いに密接に関連したものではあるが、法制度としては別個独立の存在。したがって、今後企業が漏えい事故などを起こした場合には、プライバシー権侵害と個人情報保護法違反という二重の責任を問われることになった。
 - 前者は本人(個人情報によって識別される特定の個人)に対する損害賠償などの責任であり、これから説明するように、後者は主として監督官庁から行政処分を受けるという内容の責任。

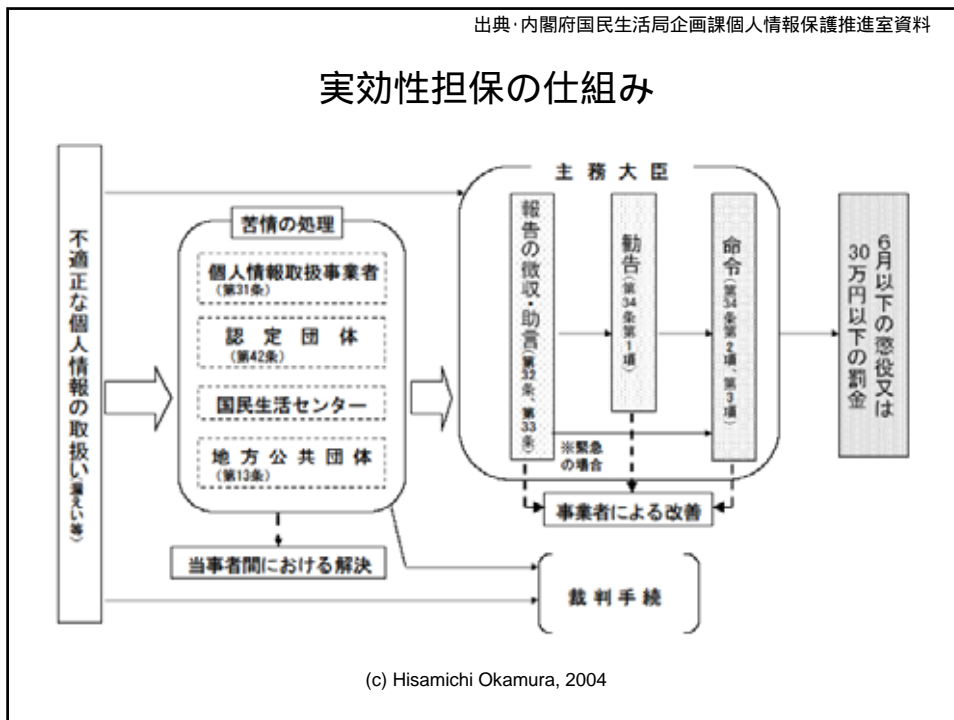
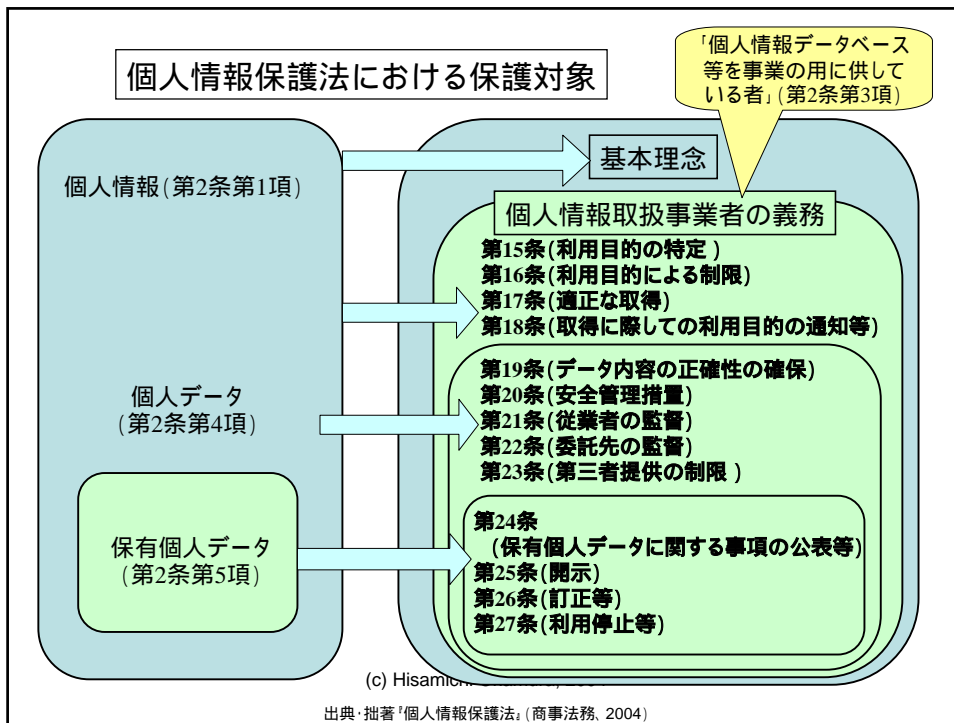
(c) Hisamichi Okamura, 2004

「個人情報取扱事業者」の義務に関する「積み上げ構造」

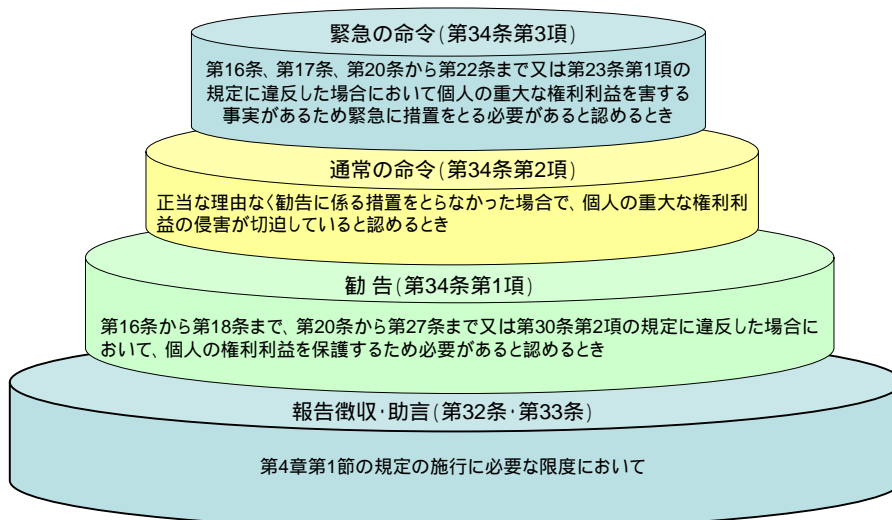


(c) Hisamichi Okamura, 2004

出典・拙著「個人情報保護法」(商事法務, 2004)



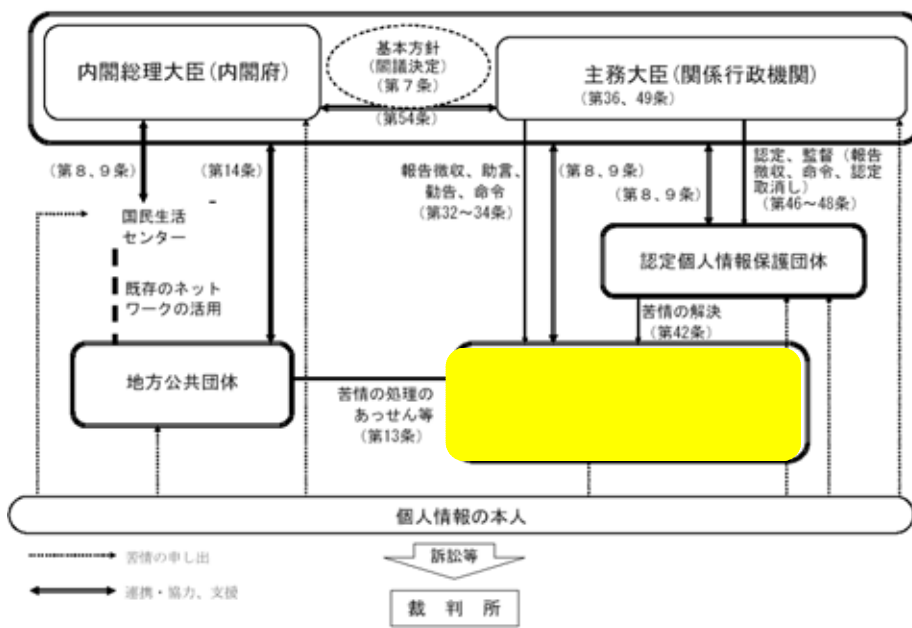
報告徴収・助言、勧告、命令の要件の比較



(c) Hisamichi Okamura, 2004

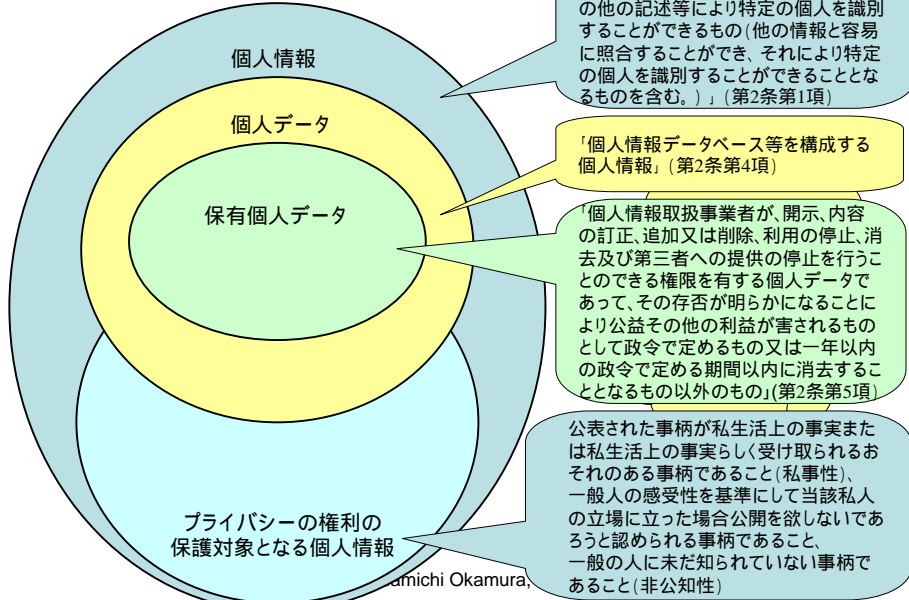
出典・拙著『個人情報保護法』(商事法務, 2004)

事業者と本人との間に生じた苦情の処理の流れ



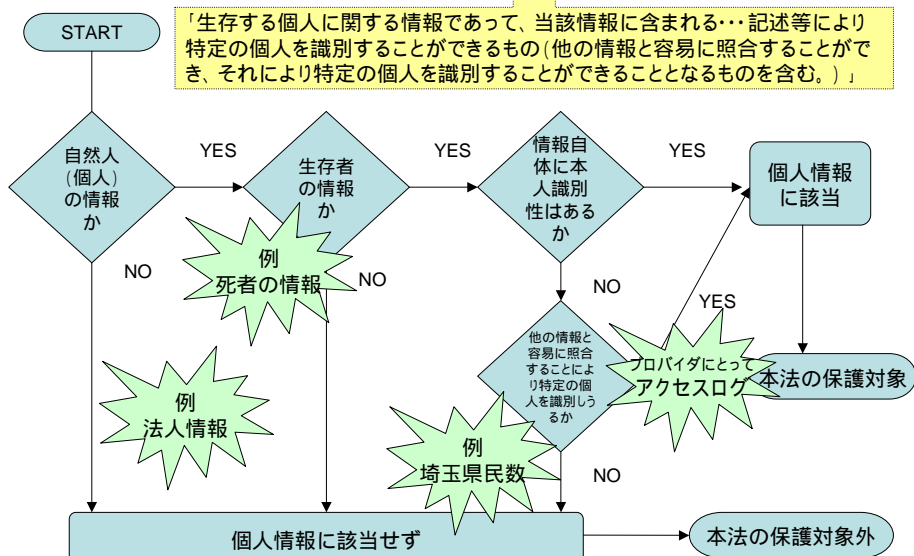
出典・内閣官房個人情報保護室「法案の論点解説」

個人情報とプライバシーの権利



出典・拙著「個人情報保護法」(商事法務、2004)

個人情報(第2条第1項)の概念



(c) Hisamichi Okamura, 2004

出典・拙著「個人情報保護法入門」(商事法務、2003/6)

プライバシー概念と個人情報概念の異同

- 「宴のあと」事件判決(東京地判昭和39(1964)年9月28日判時385号12頁)にいうプライバシーの権利概念
 - 「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」
 - 公表された事柄が私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある事柄であること(私事性)
 - 一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められる事柄であること
 - 一般の人に未だ知られていない事柄であること(非公知性)
- 個人情報
 - 個人識別性があれば足り、上記のような限定がなく、公開情報・非センシティブ情報も含む
 - インハウス情報(内部管理情報)も含む
 - 評価情報も含まれる

人事考課、クレーム顧客情報なども対象

自社の営業部だけでなく、人事部(人事情報)、経理部(金銭出納)なども対応の対象

(c) Hisamichi Okamura, 2004

「個人情報取扱事業者」(法2条第3項)の概念

法2条3項1号～3号で公的部門は除外

民間事業者で「個人情報データベース等を事業の用に供している者」

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう(法2条第2項)。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

「これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの」(施行令第1条)

「その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者」を除く(法2条3項4号)

「その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数(当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等で個人情報として氏名又は住所若しくは居所(地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。)若しくは電話番号のみが含まれる場合であって、これを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。)の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者」(施行令第2条)

(c) Hisamichi Okamura, 2004

出典・拙著「個人情報保護法」(商事法務, 2004)

「個人情報」、「個人データ」及び「保有個人データ」と義務規定

	個人情報 (1)	個人データ (2)	保有個人データ
第15条 (利用目的の特定)			
第16条 (利用目的による制限)			
第17条 (適正な取得)			
第18条 (取得に際しての利用目的の通知等)			
第19条 (データ内容の正確性の確保)	×		
第20条 (安全管理措置)	×		
第21条 (従業員の監督)	×		
第22条 (委託先の監督)	×		
第23条 (第三者提供の制限)	×		
第24条 (保有個人データに関する事項の公表等)	×	×	
第25条 (開示)	×	×	
第26条 (訂正等)	×	×	
第27条 (利用停止等)	×	×	

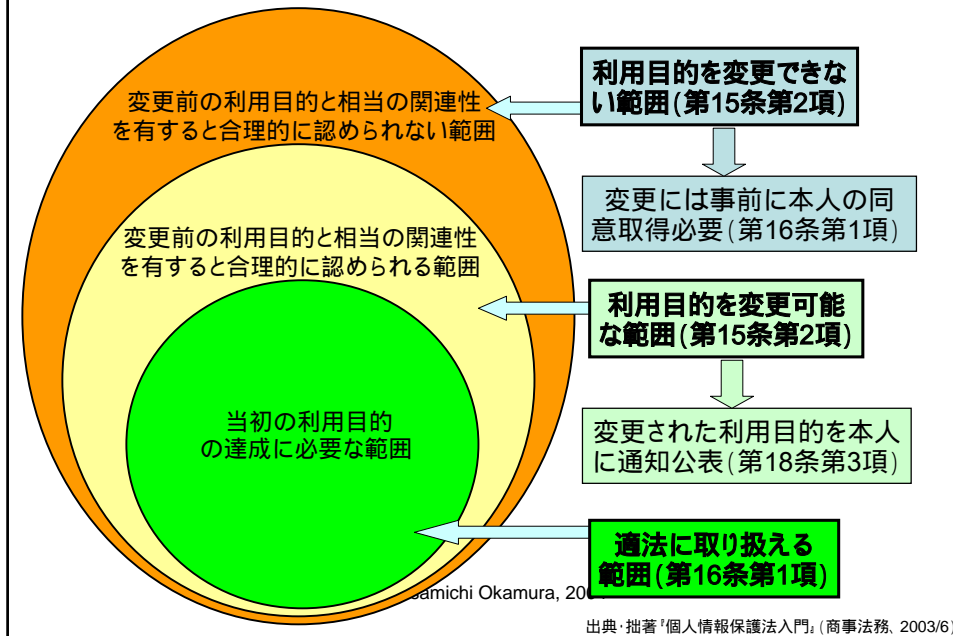
(は適用対象、×は適用対象外) 1但し個人データに該当しないもの 2但し保有個人データに該当しないもの
(c) Hisamichi Okamura, 2004

個人情報に関する義務

- 第15条 (利用目的の特定)
 - 利用目的をできる限り特定
- 第16条 (利用目的による制限)
 - 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない
 - 利用目的の変更は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に限られる
- 第17条 (適正な取得)
 - 不正の手段により個人情報を取得してはならない
- 第18条 (取得に際しての利用目的の通知等)
 - 利用目的を本人に対し通知・公表しておく必要
 - 本人から書面や電子媒体で個人情報を直接取得する場合には、これを本人に対し事前に明示しておく必要

(c) Hisamichi Okamura, 2004

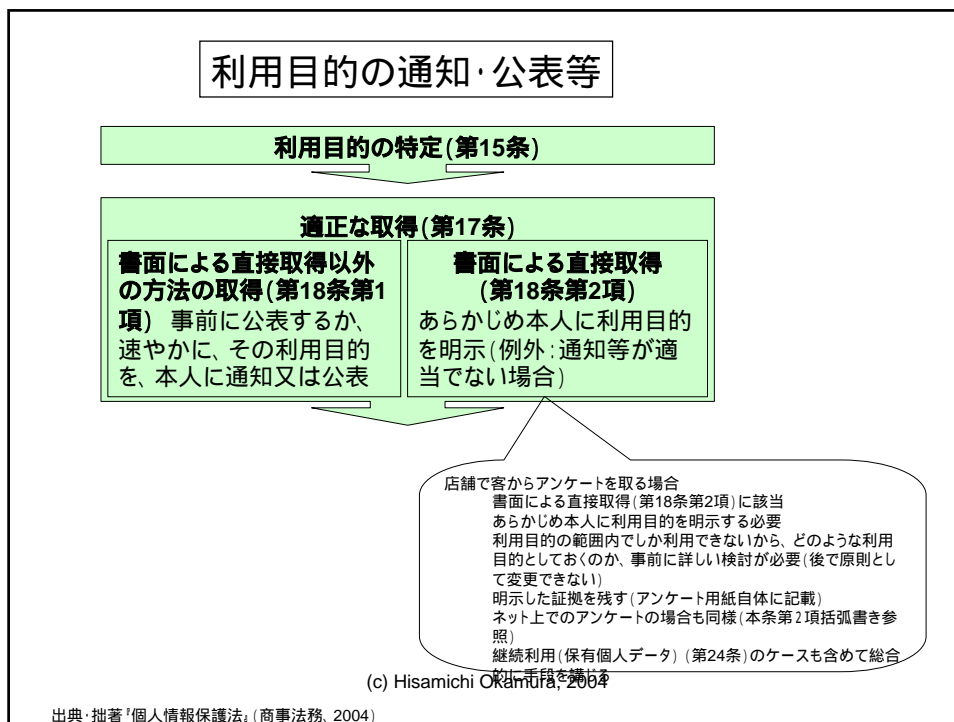
利用目的による制限と利用目的の変更との関係



目的外の取扱いが可能な場合(第16条第3項)

第16条第3項の該当号数	事由	具体例
第1号	法令に基づく場合	令状捜査を受ける場合
第2号	人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合で、本人の同意取得が困難なとき	急病の場合
第3号	公衆衛生向上又は児童の健全な育成推進に特に必要な場合で、本人の同意取得が困難なとき	疫学調査の場合
第4号	国の機関、地方公共団体又はその受託者の法令上の事務遂行に協力が必要な場合であって、本人の同意取得が当該事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき	税務署の反面調査に協力する場合

(c) Hisamichi Okamura, 2004



- **「通知」とは**

 - 本人に直接知らせること。
 - 具体的には、面談、電話での口頭説明、電子メール、ファクスによる送信、文書での郵送など。
 - **「公表」とは**

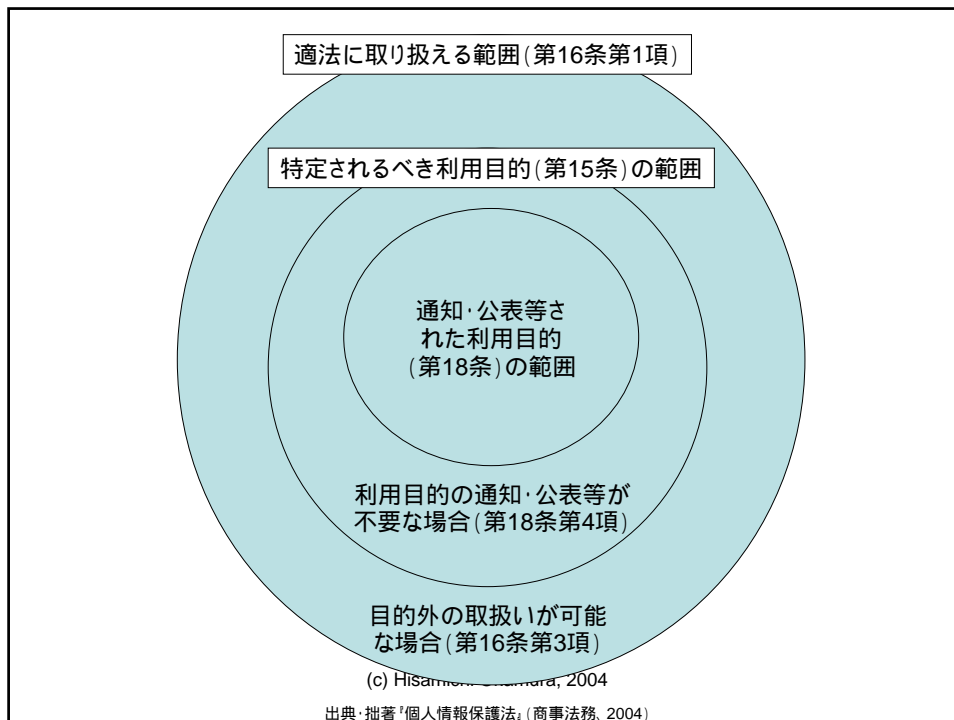
 - 広く一般に知らしめること。
 - 具体的には、ホームページへの掲載、店舗・事務所等での掲示・備え付け、商品・パンフレット等への掲載など。
 - **「本人が容易に知り得る状態 (本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」に置くとは**

 - 本人が知ろうとすれば、時間的・手段的に、容易に知ることができる状態に置くこと。
 - ホームページへの掲載、店舗・事務所等での掲示・備え付け、商品・パンフレット等への掲載などによる公表が継続的に行われていること、など。
- (c) Hisamichi Okamura, 2004

利用目的の通知、公表が不要な場合(第18条第4項)

第18条第4項の該当号数	事由	具体例
第1号	それによって本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合	病院での検査目的の通知が病名告知となり本人に重大な精神的苦痛を与える場合
第2号	それによって当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合	開発中の新製品に関する企業秘密が明らかとなる場合
第3号	国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき	捜査機関から捜査中の被疑者情報を取得する場合
第4号	取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合	宅配便事業者が顧客からお届け先の住所情報を取得する場合

(c) Hisamichi Okamura, 2004



個人データに関する義務

「個人情報データベース等を構成する個人情報」(第2条第4項)

- 第19条(データ内容の正確性の確保)
 - 利用目的達成に必要な範囲内で、正確・最新の内容に保つよう努めなければならない
 - わが国でも過去に、信用事故を起こした別人と取り間違えられて不利益を受けたことを理由に損害賠償請求を命じた判例があり、本条はこのような事態を避けるために規定
 - 本条自体は努力義務にとどまるが、プライバシー権侵害となる場合がある。
 - 参考 - 京都地判平成15年10月3日
 - 「大手消費者金融会社が、債務者の氏名と同音で漢字1字違いという類似の氏名である者に対して、債務者と間違えて支払の催促を行い、人違いが判明した後も、登録したその者の個人情報を抹消せず、再度の支払催促をしたことが、その者のプライバシー権を侵害する不法行為に当たるとされた事例」(裁判所ホームページ「下級裁判決情報」より転載)
- 第20条～第22条(安全管理措置)
 - 安全管理措置を講じなければならず(20条)、従業者や委託先に対する監督も要する(21条及び22条)
- 第23条(第三者提供の制限)
 - 第三者に提供するためには、あらかじめ本人から同意を得ることが原則

(c) Hisamichi Okamura, 2004

安全管理措置

第20条(安全管理措置)

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第21条(従業者の監督)

個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第22条(委託先の監督)

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

内部規程・機密保持誓約書・社内教育・社内監査などを中心に対処

委託契約・機密保持誓約書などを中心に対処
選任についても重要

(c) Hisamichi Okamura, 2004

従業員の監督

- 従業員との秘密保持契約の締結(入社時・退職時等における誓約書の徴収、機密保持条項を含んだ労働契約内容の整備等)が含まれる。派遣労働者については、派遣元との秘密保持契約の締結および派遣元と派遣労働者の間の適切な秘密保持契約の締結の確保等の措置を図る(電気通信事業ガイドライン解説)。さらに、関連する社内諸規程の整備、社内教育研修、社内監査の実施等が考えられる。この場合、関連する他の社内規程との重複に注意する必要がある、また不幸にして事故が発生した場合に適正な懲戒処分が可能か、懲戒規程との関係でも検討が必要である。派遣社員に対する関係では、派遣元との秘密保持契約の締結および派遣元と派遣社員との適切な秘密保持契約の締結の確保等の措置が含まれる。
- 内部教育研修に関し、政府の基本方針は、「従業員の啓発」として、「事業者において、個人情報の漏えい等の防止等、その取り扱う個人情報の適切な保護が確保されるためには、教育研修の実施等を通じて、個人情報を実際に業務で取り扱うこととなる従業員の啓発を図ることにより、従業員の個人情報保護意識を徹底することが重要である。」(6(1))とする。電気通信事業ガイドライン第12条第2項および放送分野指針第15条第2項(努力義務であることを明記)も、安全管理措置等のため従業員に対し必要な教育研修を実施することを求め、電気通信事業ガイドライン解説は、その内容として安全管理に関する内部規程・マニュアルの周知等が考えられるとする。

(c) Hisamichi Okamura, 2004

個人情報の流出原因は？ その1 過失によるケース……最近の事件「カバンはどこへ？」

- システム設定ミス
 - TBSラジオでクイズに応募した63人の個人情報が、他の応募者の携帯電話画面に誤って表示される状態になった(04/6/30)
- 車上荒らし被害
 - 生命保険会社職員が車上荒らしで、顧客情報書類入りカバン盗難 (04/7/27)
- 紛失
 - 信託銀行の嘱託社員が顧客情報入り資料を紛失 (04/6/25)
 - 郵政弘済会職員が共済加入者リスト入りカバンを帰宅途中に紛失(04/7/5)
- 駐車場に置き忘れ
 - 百貨店の外回り営業社員が、顧客名簿の入ったカバンを駐車場に置き忘れ(04/06/15)
- 電車の網棚に置き忘れ
 - 信託銀行営業職員が顧客情報入りカバンを電車網棚に置き忘れた(04/5/6)
- 酔って寝込む
 - 酔った名古屋市内の税務署員が雑居ビルの階段で寝てしまい、目を覚ましたときにはパソコン用携帯メモリー入りカバンがなくなっていた(04/7/8)

(c) Hisamichi Okamura, 2004

個人情報の流出原因は？ その2

- 「ハッカーの犯行」よりも、内部者・委託先従業員の犯行が多い。
- 内部者・委託先従業員の犯行の事例
 - さくら銀行の事件では、システム開発を孫請けした会社の派遣社員が犯人として逮捕
 - 宇治市住民基本データ大量漏えい事件では再々委託先のアルバイト学生が持ち出した
 - ブロードバンド接続サービス事件でも、サポートセンター勤務の元派遣社員が持ち出し
 - 電力会社社員が業者の要請に応じて顧客情報を数回漏えい(04/5/7)
- 興味本位で内部者が閲覧したケースもある
 - 社会保険事務局と社会保険事務所の職員が、業務目的以外に個人情報を閲覧していたとして、社会保険庁は職員約500人を処分(04/7/30)

(c) Hisamichi Okamura, 2004

委託先の監督

- 一般的には、委託先選任上の注意義務の履行と、委託契約の内容中に必要な条項を盛り込み、それが遵守されているか否か、実施状況を適正に点検することにより対応が図られる。
- 委託先選任
- 委託契約の書面化・内容等

(c) Hisamichi Okamura, 2004

委託契約

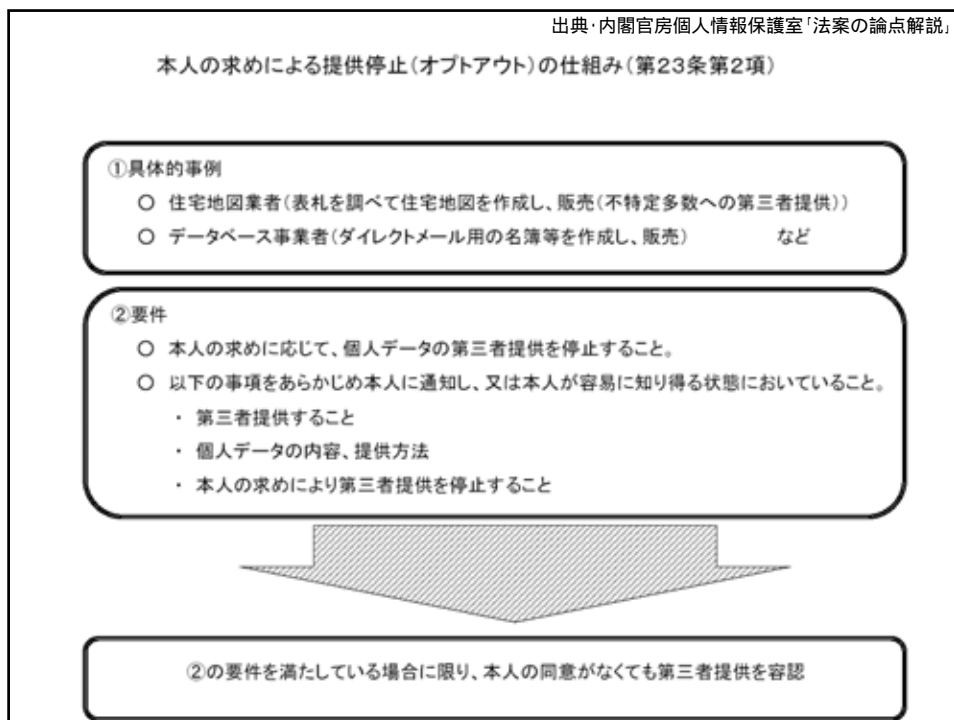
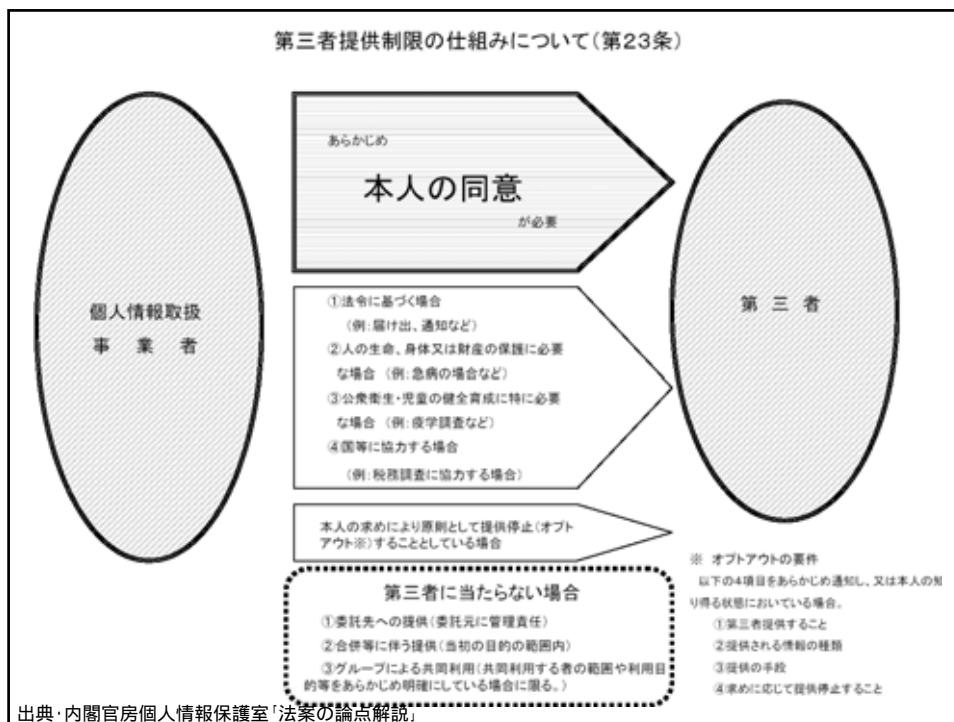
- 一般的には、基本方針に明記された 委託先による保護のための措置(安全管理措置)の内容、委託元・委託先の責任の明確化、再委託の条件をベースとして、各指針が独自の条項を具体化・付加している。
- 安全管理措置
 - 経済産業分野ガイドライン 2.(3)は、(i)個人データの漏えい防止・盗用禁止に関する事項、(ii)委託契約範囲外の加工・利用の禁止、(iii)委託契約範囲外の複写・複製の禁止、(iv)委託契約期間、および(v)委託契約終了後の個人データの返還・消去・廃棄に関する事項を盛り込むことが望ましいとする。雇用管理指針第3.4もほぼ同様の事項(なお(iii)は安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く)に留意するものとする(但し前記 か かを区分しない)。
- (i)の中心となる契約条項
 - 秘密保持義務の規定であり、雇用管理指針第3.4は、「委託先において、その従業者に対し当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報を漏らし、又は盗用してはならないこととされていること。」を掲げている。電気通信事業ガイドライン第12条第4項(但し前記 か かを区分しない)および放送分野指針第17条第2項第2号(但し前記 の内容に含まれるとする)も秘密保持を定めることを求める。
- 経済産業分野ガイドライン 2.(3)
 - 以上に加えて、個人データの取扱状況に関する委託者への報告の内容・頻度、契約内容が遵守されていることの確認、契約内容が遵守されなかった場合の措置、セキュリティ事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項を掲げる。

(c) Hisamichi Okamura, 2004

委託契約における再委託条項

- 経済産業分野ガイドライン 2.(3)および雇用管理指針第3.4は、再委託を行う旨の委託元への文書による報告を求めているが、契約で原則として禁止しているケースも多い。
- 電気通信事業ガイドライン第12条第4項も、再委託の条件として、再委託を許すかどうか、再委託を許す場合は再委託先の選定・再委託先の監督に関する事項等を定めることを求め、二段階以上の委託を許す場合は同様に再々委託先等の選任監督に関する事項を定める必要があると解説する。
- 放送分野指針第17条第2項第3号は、委託先による再委託先選定基準の設定とそれに従った選定・監督を明記する。

(c) Hisamichi Okamura, 2004



第三者に当たらない場合（第23条第4項）

①委託先への提供（第1号）

- (例)○データの打ち込みなど、情報処理を委託するために個人情報を渡す場合
- 百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人情報を渡す場合 など
- (※)個人情報取扱事業者には、委託先に対する監督責任が課せられる。

②合併等に伴う提供（第2号）

- (例)○合併・分社化により、新会社に顧客情報を渡す場合
- 営業譲渡により、譲渡先企業に顧客情報を渡す場合
- (※)譲渡後も、個人情報が譲渡される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない。

③グループによる共同利用（第3号）

- (例)○金融機関の間で、延滞や貸倒等の情報を交換する場合
- 観光・旅行業など、グループ企業で総合的なサービスを提供する場合
- (※)共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用目的、情報管理の責任者の名称等について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

「保有個人データ」（法2条第5項）の概念

- 個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、
- その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のもの

「法第二条第五項の政令で定める期間は、六月とする。」（施行令4条）

「法第二条第五項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- 二 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- 三 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- 四 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの」（施行令3条）

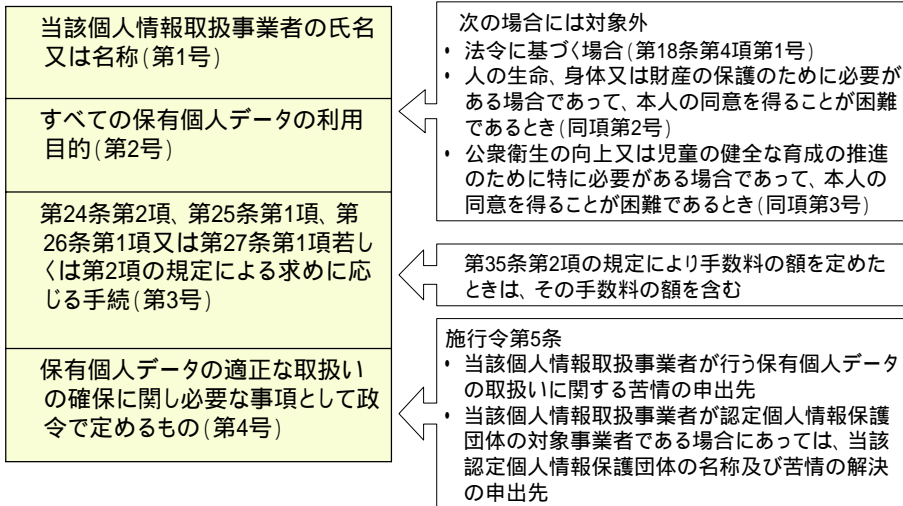
（具体例）

- 犯罪被害者への援助を行う民間機関が加害者を本人とする個人データを持っている場合
- 事業者が総会屋を本人とする個人データを持っている場合
- 事業者が外国要人を本人とする行動記録などが記録された個人データを持っている場合
- 事業者が警察からの捜査関係事項照会の受理、回答の過程で犯罪者を本人とする個人データを持っている場合

(c) Hisamichi Okamura, 2004

出典・拙著「個人情報保護法」（商事法務、2004）

保有個人データに関し本人の知り得る状態に置かなければならない事項(法第24条第1項)

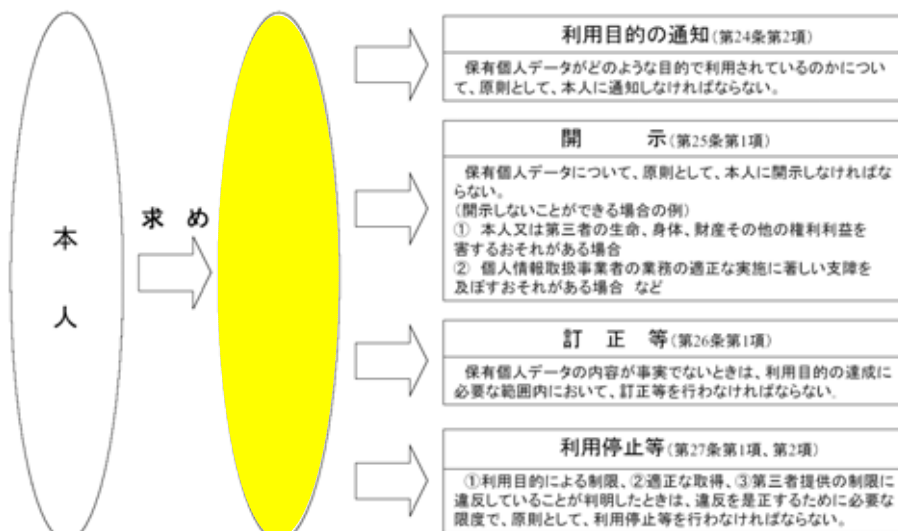


(c) Hisamichi Okamura, 2004

出典・拙著『個人情報保護法』(商事法務、2004)

出典・内閣官房個人情報保護室「法案の論点解説」

本人の関与の仕組み



(c) Hisamichi Okamura, 2004

開示等の求めの受付方法(第29条)

- 政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる(第1項)
- 対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる(第2項)
- 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる(第3項)

受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおり(施行令第7条)

1. 開示等の求めの申出先
2. 開示等の求めに際して提出すべき書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)の様式その他の開示等の求めの方式
3. 開示等の求めをする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法
4. 法第三十条第一項の手数料の徴収方法

次に掲げる代理人とする(施行令第8条)

1. 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
2. 開示等の求めをするにつき本人が委任した代理人

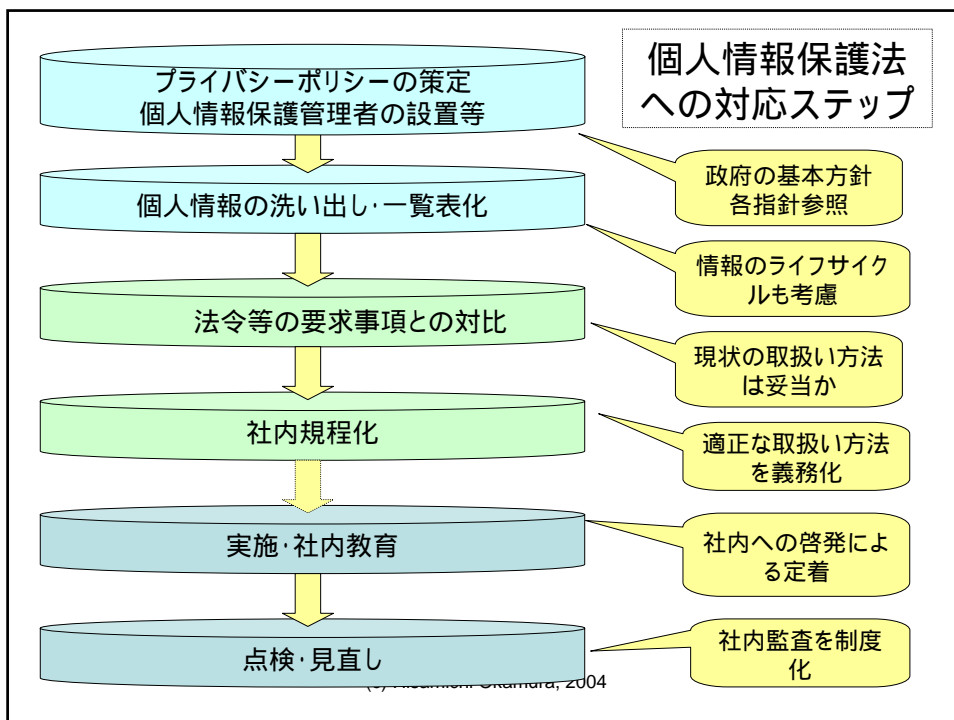
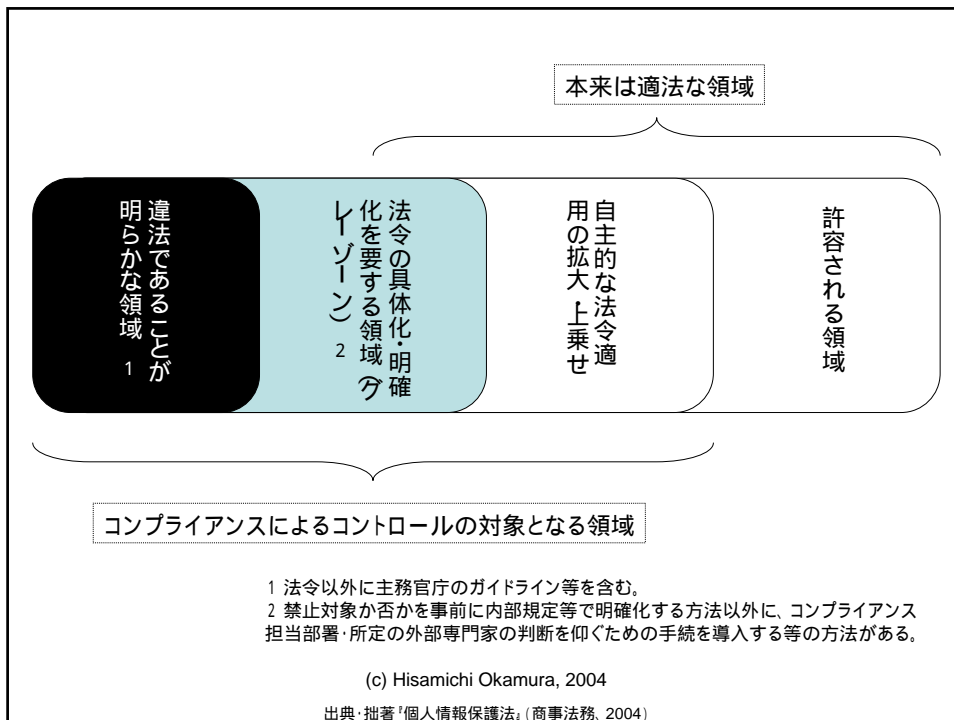
(c) Hisamichi Okamura, 2004

出典・拙著『個人情報保護法』(商事法務, 2004)

個人情報保護におけるコンプライアンスの対象法令等

- 民間部門において遵守対象となる法令の中心は、同部門の個人情報保護に関する一般法たる法第4章第1節。
- 第2に、法第8条に基づく主務大臣のガイドラインが義務として規定している内容を満たす必要。
- 第3に、自ら対象事業者である認定個人情報保護団体が、法第43条に基づく個人情報保護指針(ガイドライン)を作成している場合には、それに対応することが要請される。
- 第4に、以上に述べた本法とこれに基づく基本方針・ガイドライン(指針)以外に、当該事業者が行う事業の性質等に照らし、関係法令等も遵守することを要する。
- 第5に、近時は民間事業者の義務を定めた個人情報保護条例が制定されているケースもあり、その場合には当該条例にも適合させる必要がある。
- 第6に、判例法上のプライバシーの権利も法規範にほかならないから遵守を要する。

(c) Hisamichi Okamura, 2004



個人情報保護方針の策定・公表

- 政府の基本方針
-「事業者の個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言(いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等)の策定・公表……が、事業活動に対する社会の信頼を確保するために重要である。」



- 主務大臣の指針
-電気通信事業ガイドライン第14条「プライバシーポリシー(当該電気通信事業者の個人情報の取扱いに関する方針についての宣言をいう。)」
-放送受信者等指針第28条「個人情報の取扱いに関する事項についての基本方針」
-経済産業分野ガイドライン「個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言(いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等)」を策定し、ウェブ画面への掲載等により公表することが望ましい。
-金融分野ガイドライン案第23条は「個人情報保護宣言」

(c) Hisamichi Okamura, 2004

大和銀行株主代表訴訟第一審判決 大阪地判平成12年9月20日判時1721号3頁

- 「健全な会社経営を行うためには、……各種のリスク……の状況を正確に把握し、適切に制御すること、すなわちリスク管理が欠かせず、会社が営む事業の規模、特性等に応じたリスク管理体制(いわゆる内部統制システム)を整備することを要する。そして、重要な業務執行については、取締役会が決定することを要するから(商法260条2項)、会社経営の根幹に係わるリスク管理体制の大綱については、取締役会で決定することを要し、業務執行を担当する代表取締役及び業務担当取締役は、大綱を踏まえ、担当する部門におけるリスク管理体制を具体的に決定するべき職務を負う。」
- 「どのような内容のリスク管理体制を整備すべきかは経営判断の問題であり、会社経営の専門家である取締役に、広い裁量が与えられているが、(商法266条11項5号に基づき)「取締役は、自ら法令を遵守するだけでは十分でなく、従業員が会社の業務を遂行する際に違法な行為に及ぶことを未然に防止し、会社全体として法令遵守経営を実現しなければならない。……取締役は、従業員が職務を遂行する際違法な行為に及ぶことを未然に防止するための法令遵守体制を確立するべき義務があり、これもまた、取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容をなすものと言うべきである。この意味において、事務リスクの管理体制の整備は、同時に法令遵守体制の整備を意味」しており、「取締役に与えられた裁量も法令に違反しない限りにおいてのものであって、取締役に對し……法令に遵うか否かの裁量が与えられているものではない」。

(c) Hisamichi Okamura, 2004

個人情報保護方針の二面性

- 「方針 (Policies)」
 - 個々の事業者が営む事業の規模、特性等に応じ、いわば「リスク管理体制(内部統制システム)」たる「法令遵守体制」の「大綱」として商法第260条第2項に基づき取締役会で決定(決議)すべき事項。
 - 決定された「方針 (Policies)」を踏まえ、業務執行を担当する代表取締役・業務担当取締役は、担当する部門におけるリスク管理体制を具体的に決定すべき職務を負う。
 - 「方針 (Policies)」を内部の従業員に対して周知することは、いわば経営方針の一部として従業員に対し指示すべき業務命令の意味を有している。
- 「宣言文 (Statements)」
 - 公表の対象は、個々の事業者が行う措置の対外的明確化のため、利害関係者に向けて対外的に公表すべき「宣言文 (Statements)」である。
 - 一般に、対内的な経営方針は、そのままの形で対外的に公表すべき性格のものではないから、必ずしも両者を同列に扱うべきものではない(公表については前記判例も取締役の義務の対象としていない)。
- その他
 - 両者の内容が矛盾することは許容されないとしても、記載内容が異なることも当然。
 - 基本方針が「考え方や方針に関する宣言」という微妙な表現を用いていることは、以上の意味により理解すべき。
 - 金融分野ガイドライン案第23条は、端的に「個人情報保護宣言」という言葉を用いており、両者の区別を前提に、後者について公表を求める意味であることを、より明確化する趣旨に基づくものと思われる。

(c) Hisamichi Okamura, 2004

個人情報保護方針の具体的記載事項

- 政府の基本方針6(1)
 - 個人情報を利用しないことや苦情処理に適切に取り組むこと等を宣言するとともに、事業者が関係法令等を遵守し、利用目的の通知・公表、開示等の個人情報の取扱いに関する諸手続について、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明する」
- 「表題」
 - 「株式会社 個人情報保護方針」程度で足りる。
- 「前文」
 - 個人情報保護に関する事業者の理念を示すことが考えられる。
 - 保護方針は、営んでいる事業の特性など個々の個人情報取扱事業者の特色を踏まえたものでなければならない。
 - 社訓、経営理念の下位に置かれるものであるから、その内容を踏まえたものであることが必要。
- 制定日と最終改訂日
 - 主務大臣による報告徴収への対応等を考慮して、何時から制定しているか等を明らかにするため、制定日と最終改訂日も記載して、改訂履歴も残すべき。
 - それによって主務大臣からの報告徴収にも対応しうる。
- 策定・公表の主体等
 - 「方針 (Policies)」は、前述のように個人情報保護の領域における「リスク管理体制の大綱」に属するものと解されるので、商法第260条第2項に基づき取締役会が決定(決議)すべきことが原則。

(c) Hisamichi Okamura, 2004

個人情報保護方針の具体例

1. 弊社は、個人情報(生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。)を取り扱う際に、個人情報保護法をはじめ個人情報保護に関する関係諸法令、および、主務大臣のガイドラインに定められた義務、並びに、本保護方針を厳正に遵守することを誓約します。
2. 弊社は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人(その個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。)の同意を得た場合、および法令により例外として扱われるべき場合を除き、利用目的の範囲内でのみ、個人情報を取り扱います。
3. 弊社は、個人情報を取得する場合、適正な手段で取得するものとし、法令により例外として扱われるべき場合を除き、利用目的を、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。但し、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。
4. 弊社は、取り扱う個人データ(個人情報データベース等を構成する個人情報をいい、個人情報データベース等とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、電子データベースのほか、紳士録書籍のように特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものであるものとして政令で定められたものをいいます。以下も同様とします。)を、利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また、安全管理のために必要・適切な措置を講じ、従業員および委託先を監督します。
5. 弊社は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
6. 弊社は、保有個人データ(開示、内容の訂正等の権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの、または6か月以内に消去することとなるもの以外のものをいいます。)につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
7. 弊社は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための社内体制の整備に努めます。

(c) Hisamichi Okamura, 2004

出典・拙著「個人情報保護法」(商事法務、2004)

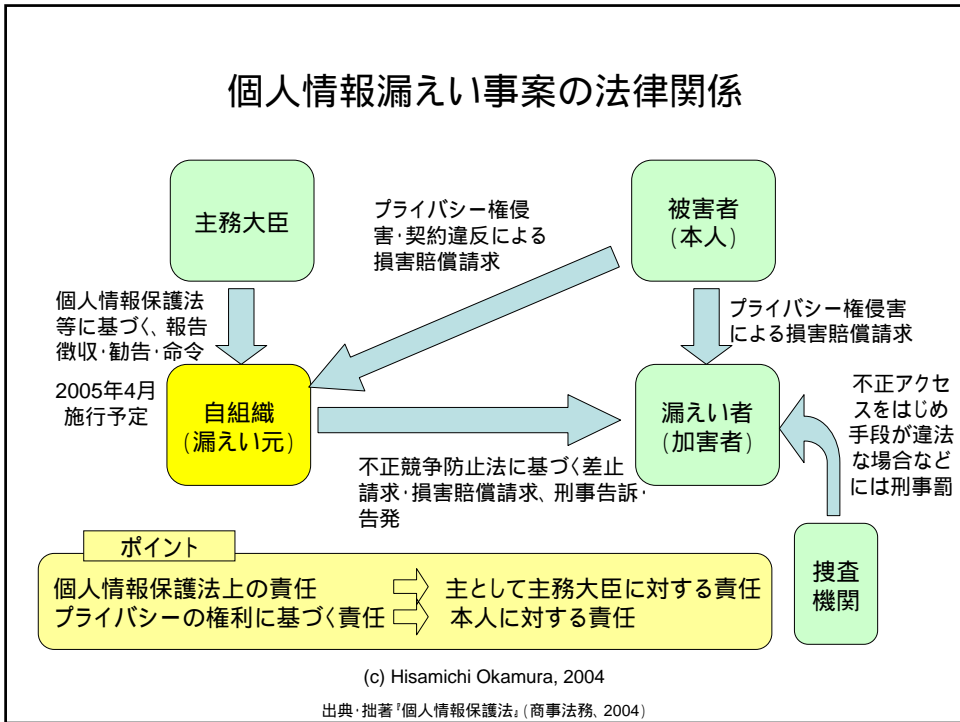
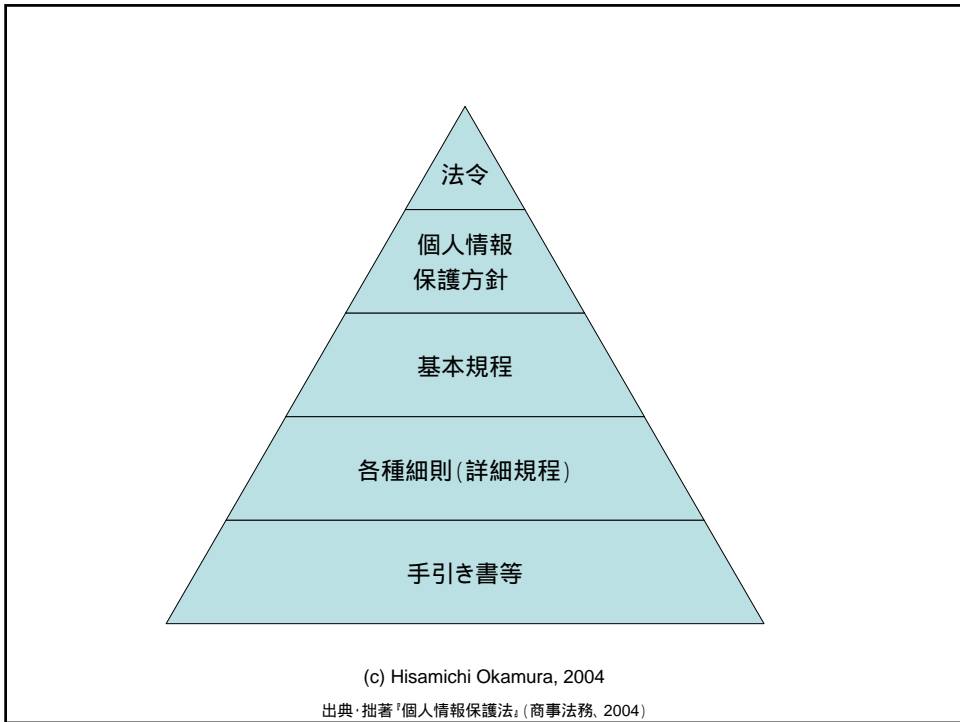
法定公表等事項

事項名	内容
・取得する個人情報の利用目的(法第18条関係)	
・<本人の同意なく第三者提供する場合>(法第23条第2項及び第3項関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用目的に第三者提供が含まれていること ・第三者に提供される個人データの項目 ・第三者への提供の手段又は方法
・<共同利用する場合>(法第23条第4項及び第5項)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の者との間で共同利用すること ・共同して利用される個人データの項目 ・共同利用者の範囲 ・共同して利用する者の利用目的 ・共同して利用する者のうち、個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称
・以下の保有個人データに関すること(法第24条関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の氏名又は名称 ・すべての保有個人データの利用目的 ・「開示等の求め」に応じる手続 ・保有個人データの利用目的の通知及び開示に係る手数料の額(定めた場合に限る) ・苦情の申出先(認定個人情報保護団体の対象事業者である場合には当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情解決の申出先も含む。)
・開示等の求めに応じる手続に関すること(法第29条関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の様式(定めた場合に限る) ・受け付ける方法(定めた場合に限る) ・保有個人データの特定に資する情報の提供
・問い合わせ及び苦情の受付窓口に関すること(法第29条第5項、第24条第1項、第29条第1項及び第31条関係)	

保護方針とは別個に「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」等の名称で別文書としてウェブ画面等で公表することが妥当であると思われる。なぜなら、保護方針は事業者にとって個人情報保護に関する憲法に例えられるべき性格を有する存在であり、その内容は原則として取締役会が決定(決議)すべき事柄である。これに対し、法定された前記公表事項には、「保有個人データの利用目的の通知及び開示に係る手数料の額」のように細目にかかる事項や、第三者提供にかかるオプトアウトの対象、「すべての保有個人データの利用目的」等のように新規事業等の発生に伴い迅速に更新すべき事項が含まれているので、前述の性格等に合致しないからである。

(c) Hisamichi Okamura, 2004

出典・拙著「個人情報保護法」(商事法務、2004)



漏えい時の対応

- 「漏えい企業」の対応……市場から退場させられないために
 - 被害継続の阻止
 - 最近の主務官庁の指針の傾向 - 3点セット
 - 被害者に対し「おわび」の封書・メール
 - 漏えい事実の公表(ウェブページ、全国紙) 参考 - 個人情報保護法第7条に基づく政府の基本方針「事業者において、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表することが重要である。」
 - 監督官庁への報告
 - フリーダイヤル、メールでの問い合わせ窓口を開設
 - 「補償」としての「粗品」の進呈
 - 漏えい経路の特定
 - 対策委員会の設置
 - 「監督不行届き」で社内処分
 - 監督官庁による処分も

(c) Hisamichi Okamura, 2004